破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２１６号

静岡県藤枝市仮宿1409―３　ヴィラ吉添106号室、住民票上の住所静岡県焼津市中里653番地

債務者　池ケ谷弘美（旧姓石井）

1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで

5　免責審尋期日　平成26年８月８日午前10時30分

静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１９号

静岡県焼津市大村１丁目19番地の８、旧住所静岡県焼津市中里329番地の２

債務者　石井　達次

1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで

5　免責審尋期日　平成26年８月８日午前11時30分

静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２２５号

静岡市清水区下野中８番14号　サンテラス松永101

債務者　三藤　俊彦

1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで

5　免責審尋期日　平成26年８月８日午前11時30分

静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３２３号

東京都西東京市中町４丁目２番25号イシイハイツ202号

債務者　村井　早苗

1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで

5　免責審尋期日　平成26年８月８日午後１時30分

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１８３号

栃木県真岡市中郷638番地、前住所栃木県下都賀郡野木町大字丸林585番地23

債務者　広瀬　泰宏

1　決定年月日時　平成26年６月10日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで

5　免責審尋期日　平成26年７月25日午後４時

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１８４号

栃木県下都賀郡野木町大字友沼4647番地３　フォレ　シャルマンＤ107号、前住所栃木県下都賀郡野木町大字丸林585番地23

債務者　広瀬久美子

1　決定年月日時　平成26年６月10日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで

5　免責審尋期日　平成26年７月25日午後４時

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０７号

栃木県宇都宮市春日町７番７号　県営春日住宅７号棟25号室

債務者　佐藤千恵子

1　決定年月日時　平成26年６月12日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで

5　免責審尋期日　平成26年７月11日午後４時

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２１５号

栃木県那須烏山市金井２丁目17番３号

債務者　佐藤　亨功

1　決定年月日時　平成26年６月10日午前11時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで

5　免責審尋期日　平成26年７月11日午後４時

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２０号

栃木県宇都宮市今宮１丁目10番４号　サンシャイン宮103

債務者　新妻　弘子（旧姓小田桐）

1　決定年月日時　平成26年６月10日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで

5　免責審尋期日　平成26年７月25日午後４時40分

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２８号

栃木県宇都宮市陽東５丁目10番21号　フジアパート202

債務者　浅井　一正

1　決定年月日時　平成26年６月11日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで

5　免責審尋期日　平成26年７月25日午後４時

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３１号

栃木県宇都宮市江曽島町1313番地９、前住所栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺1238番地７

債務者　松川　雅俊

1　決定年月日時　平成26年６月11日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで

5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後４時

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２２４号

栃木県宇都宮市簗瀬３丁目24番10号

債務者　會澤　幸子

1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで

5　免責審尋期日　平成26年７月11日午後４時

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５８５号

横浜市瀬谷区相沢４丁目２番地15　ドエル鈴木101号室

債務者　袋　　保孝

1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで

5　免責審尋期日　平成26年８月13日午後４時20分

横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７３２号

横浜市旭区上川井町917番地

債務者　佐藤　　興

1　決定年月日時　平成26年６月13日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで

5　免責審尋期日　平成26年８月13日午後４時20分

横浜地方裁判所第３民事部

第三種郵便物認可　平成二十五年三月三十一日